

出産育児一時金の医療機関直接支払制度について

当院では、出産時に支払う入院費用の準備金ができるだけ少なくて済むよう、21年10月から始まった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことをお勧めしております。（この制度は平成23年3月31日までの制度です）

- 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（※）を請求いたします。
（※）家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を含みます。
- 退院時に当院からご請求する入院分娩費用の総額が一時金（42万円）の範囲内であれば、現金等でお支払いいただく必要がなくなります。
 - ・ 出産費用が42万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
 - ・ 出産費用が42万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。
- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。
- この制度を利用なさらず、一時金を従来どおり医療保険者から受け取ることもできます。その場合、出産費用の金額について退院時に現金等でお支払いいただくこととなります。

〈妊婦の方へのお願い〉

- ① この制度の利用は保険に加入されていることが必要です。入院時に現在の保険証をご提示ください。通院中または入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示下さい。
※ 退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せ提示ください（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください。）
- ② 帝王切開などの高額な保険診療が予定されている方には、高額医療費支給制度があります。加入されている保険者より「限度額適用認定証」を入手し、それを事前にご提示いただければ、退院時の窓口支払が減額されることがあります。

以上説明を受け、保険者から支給される出産育児一時金について、直接支払制度を利用することに合意し依頼します。

平成 年 月 日

保険者名： _____

被保険者名： _____

妊産婦氏名： _____

医療機関名：産科・婦人科 愛和病院

出産予定日 平成 年 月 日

直接支払制度の活用： あり ・ なし